令和４年７月２６日
学　　務　　課

車載モニター損壊事故に係る損害賠償額の決定について

１　事故の概要

（１）発生日時

令和３年[redacted]　午後０時５０分頃

（２）発生場所

群馬県利根郡川場村から世田谷区に向かうバス車内

（３）相手方

[redacted]

（４）事故内容

世田谷区立[redacted]小学校の川場移動教室の帰路の借上げバスの車内において、引率教員が車載の可動式モニターに接触し損壊させた。

（５）損傷の程度

車載の可動式モニターがリフター破損により開閉しない

（６）相手方への損害賠償額

６７１，０００円

（特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。）

（７）専決処分日

令和４年７月１９日